

外国人県民への情報提供に関するガイドライン

（目的）

第1条 このガイドラインは、県が県民に情報提供する際の、「やさしい日本語」及び外国語（以下「やさしい日本語」等」という。）を活用する基準を定め、日本語に不慣れな外国人県民も、等しく必要な情報が得られるようにすることを目的とする。

（対象）

第2条 このガイドラインは、日本語を母語としないことにより、日本語の理解が困難で、「やさしい日本語」等での情報を必要とする県民を対象とする。

（「やさしい日本語」等により提供する情報の基準）

第3条 各所属は、前条に規定する対象に対して、所管する事業のうち、次の情報については、「やさしい日本語」等による情報提供を行うよう努めるものとする。

- (1) 緊急事態の対応に関する情報（地震・津波、台風、豪雨、感染症等）
- (2) 生活に関する情報（保健・医療、福祉、労働、住宅、税金、防犯、交通安全、教育等）
- (3) 相談に関する情報（多言語による相談の日程や場所、よくある質問・相談等）
- (4) 施設情報・イベント情報（外国人県民の利用が多い施設やイベントの情報）

（言語）

第4条 「やさしい日本語」等による情報提供に当たっては、次のとおり留意するものとする。

- (1) 第3条に規定する情報については、「やさしい日本語」、ポルトガル語、英語での提供に努めるものとする。「やさしい日本語」の情報提供に当たっては、「静岡県「やさしい日本語」の手引き」を参考に作成するものとする。
- (2) 第3条(1) 緊急事態の対応に関する情報については、これに加え、県内に1万人以上の話者がいるフィリピン語、ベトナム語、中国語等、可能な限り多くの言語での提供に努めるものとする。

（情報提供の手段）

第5条 各所属は、提供する情報を原則電子化し、ホームページ等による情報提供を行うものとする。あわせて、チラシ等の印刷物など、適切な媒体を活用するものとする。

(役割分担)

第6条 情報提供に当たっての役割分担は、次のとおりとする。ただし、緊急事態の対応に関する情報について、各所属で速やかに対応できない恐れがある場合は、県多文化共生課と協議の上、情報提供を行うものとする。

各 所 属 第3条に規定する基準に基づき、情報提供を行うものとする。

県多文化共生課 各所属が情報提供を行う際に、必要な助言及び外国人県民への効果的な情報提供の支援を行う。

(見直し)

第7条 このガイドラインは、必要に応じて見直しを行う。

附 則

このガイドラインは、令和3年2月10日から施行する。

この改正は、令和7年8月22日より適用するものとする。

なお、この改正に伴い、「外国人県民への情報提供に関する実施要領」は廃止する。